

訴 状 特別送達

事件名 料金未納遅延損害金

請求事件 第11号21番114

少額訴訟による裁判を求めます。本年この裁判所において少額訴訟による審理及び裁判を求めるのは一回目です。

東京地方裁判所 御中

令和二年 月 日

原告側 裁判所申請 済

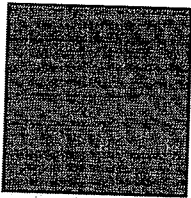
葉山 弁護士事務所

送達場所等の提出

原告(申立人)側に対する申し立て書類の送付に関しては弁護士事務所宛てて行ってください。

〒 住所 TEL (原告側との関係)

令和七月五日 葉山 清吾
桐谷 幸雄
相場 誠二



貼用印紙

日付	裁判官	赤	青			訴訟用
未定						予納便箋
相手方						訴訟物
相手方	—					価額
相手方						
相手方						
相手方						
相手方	93	35	54	43		—

評価無しとし進める

再確認不要 受理のみ

この度、ご通達致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、裁判所に訴状が提出されましたことをご通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願いいたします。

受領等 請求事件 当事者の表示	別紙当事者目録記載のとおり
申立手数料(印紙)	2,950 円
支払い督促正本通知費用	1,140 円
支払い督促発付通知費用	1,140 円

東京法務管理局

最終取り下げ期日 令和 2年 9月 16日

お問い合わせ窓口 03-5931-4470

東京都千代田区霞が関1-2-1 受付時間9:00-21:00

注意 お車での来庁はお控えください 駐車場は使用できません

ハガキによる督促は詐欺です 法務局から通達がハガキで届くことは御座いません